

令和6年度第3回札幌市子ども・子育て会議 意見集約資料

NO	委員名	資料番号	ページ数	質問・意見	回答	担当課
1	北川委員	資料3	P59 P61 P77	基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 国として虐待防止対策として児童福祉法を改正し、市区町村の子育て家庭への支援の充実のために、 ○子育て世帯訪問支援事業 ○児童育成支援拠点事業 ○親子関係形成支援事業が新設されました。 特に、家庭でもない、学校でもない居場所として児童家庭育成支援拠点(安全な居場所・学習支援・食事の提供等)は、虐待防止だけではなく、いじめからの安心安全の居場所として子どもを守り、貧困家庭への支援、不登校の子どもへの支援なども含まれ、包括的に困り感のある子どもと家族の支援に有効です。 「北海道こども計画(案)」にもありますが、札幌市においても困り感の高い子どもと家族の居場所として児童家庭育成支援拠点の取り組みは、今後考えられるのでしょうか。	現時点で「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」については、国の動向や他都市の先行事例を確認しながら、本市として類似事業との関係性及びそれを踏まえた事業の必要性、事業構築にあたっての課題を精査し、既存事業の中で網羅できるかも含めて、局内検討を行ってまいりたいと思います。また、両事業のうち児童育成支援拠点に対して委員からいただいたご意見及び「北海道こども計画(案)」における記載について、今後の検討の参考にさせていただきます。	子)児童相談所
2	北川委員	資料3	P64	基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組 こどもや若者が関係する、この子ども・子育て会議も含めて札幌市の関係する会議に実際に参加する事を通して、こども若者の意見を反映させることが必要と考えます。	「札幌市子ども・子育て会議」では、令和5年9月の委員改選により、公募委員として大学生が参加しているほか、さっぽろ子ども未来プランに包含している「札幌市子どもの権利に関する推進計画」について御審議いただいている「札幌市子どもの権利委員会」では、子ども委員として高校生3人が参加しております。 こども基本法において、子ども施策の策定等に当たり子ども等の意見の反映に必要な措置を講ずることが義務付けられることも踏まえ、今後も様々な機会を捉え、子ども・若者の意見反映の取組を推進してまいります。	子)子どもの権利推進課
3	北川委員	資料3	P77	家庭養育を推進するために、里親支援センターを新たに児童福祉施設として、国として位置付けられました。 札幌市も442組(R6.9月末現在)の里親が登録されていますので、里親支援センターが市内に最低3か所は必要なではないでしょうか。	里親支援センターのあり方については、現行のフォースターリング事業の契約期間が今年度末で終了となることから、関係機関の実務者との意見交換や国のネットワーク会議を通じた他自治体との意見交換、政令市への文書照会等を行い、検討を進めているところです。	子)児童相談所
4	北川委員	資料3	P77	支援を必要とする妊婦さんの支援について 残念ながら、虐待での死亡する子どもが一番多いのは0か月0日になっています。そのため、札幌市でも特定妊婦さんへの支援をしていますが、妊娠期からいろいろ困り感を抱えた妊婦さんへの支援が大切です。 国としても相談と居場所と一緒にした新たな妊産婦等生活援助事業が都道府県等、市に位置付けられ、妊産婦さんへの支援の強化が示されています。 札幌市では北海道と協力し、現在も母子保健を中心に行われていますが、今後札幌市はどうに困難を抱えた妊婦さんへの支援を行なっていくのでしょうか? どちらの部署であっても、札幌市においても、妊産婦等生活援助事業の役割は必要だと思います。	困難を抱えた妊娠への支援の重要性は認識しており、北海道とも連携し、妊産婦等生活援助事業の活用についても検討を進めているところです。 札幌市は、初回産科受診料の助成や同行支援も実施しており(P.94参照)、引き続き特定妊婦が抱える課題に応じた支援について、関係機関のご意見も伺いながら検討してまいりたいと思っています。	子)母子保健担当課
5	北川委員	資料3	P79	基本施策3 子どもの意見形成表明支援事業 新しく設立されて評価できる事業です。 今後、里子を含めて出来るだけ多くの社会的養護のこどもを対象にして頂きたいと思います。	子どもの意見形成・表明支援事業は今年度から開始された事業であり、初年度は社会的養護にかかる子どものうち、一時保護所と市内児童養護施設の子どもを対象として実施するところです。今年度の事業効果を検証のうえ、最終的には里親やファミリー・ホームを含む、全ての社会的養護にかかる子どもを対象とすることを目標に、次年度以降の検討を行っていきたいと考えています。	子)児童相談所
6	繁泉委員	資料3	P67	登下校時の安全管理について スクールガードについて、どのくらいの登録がされているのか、また、どのくらい活用されているのか。	スクールガードは、国の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を受け、札幌市では平成17年度から実施している。 令和6年9月1日現在のスクールガード登録者数は1,147名。札幌市では、78.2%の園・学校にスクールガードが配置されており、スクールガード以外にも園・学校独自の交通安全の仕組みがある。 また、スクールガードに指導・助言を行うため、警察OBの方50名をスクールガードリーダーとして札幌市が委嘱し、一人当たり3~5の園・学校を担当し、市立幼稚園(9園)、市立小学校(197校)、特別支援学校(5校)の計211の園・学校の見守りを行っている。	教)児童生徒担当課
7	繁泉委員	資料3	P89	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業について ながら見守り活動や子ども110番の家について、どの程度取組がされているのか、また、どのような周知がなされているのか。 特に子ども110番の家については、学校への周知をより行っていくべきであると考えるが、いかがか。	札幌市では、ながら見守り活動の登録者に対し、オリジナルグッズ(バッジ、バンダナ、ステッカー)を配付し、活動の支援を行っております。また、子ども110番の家の実施団体に対しては、登録者マップ及び対応の手引き、ステッカーの配布を行っているほか、登録者等が物的・人的損害を受けた際の見舞金の支給などの支援を行っております。なお、令和6年10月末時点の各取組の登録状況は以下の通りです。 多くの市民の皆様にご協力いただけるよう、ながら見守り活動については、町内会や事業者に対して取組の周知を行っているほか、出前講座などの機会を通じて参加の呼びかけを行っております。また、子ども110番の家の支援事業については、毎年度、町内会や市立小学校に対して取組の周知を行っているところです。安全で安心なまちづくりの推進のため、引き続き周知に努めてまいります。 【登録状況】 ・ながら見守り活動 8,221人 ・子ども110番の家支援事業 登録団体数173団体、登録人数10,960人	市)区政課
8	馬場委員	資料3	P79 P132	社会的養護が必要な子どもは、日本で4万人を超えると言われています。そのうち、7割が乳児院、児童養護施設で集団生活をしており、里親の割合が少ないのが現状です。 里親は、子どもは家庭的な環境で育てることが重要という視点に基づくものです。 (1)札幌市の社会的養護が必要な子どもの人数、里親の割合の推移について示してください。 (2)里親を多くするための具体的な施策はどのようなものを実施しているのかを示してください。 (3)里親委託が始まっても、解消されてしまうと子どもにとって不幸になります。 解消の時期と原因の分析、里親委託継続の具体的方策について示してください。	(1)札幌市において児童養護施設及び乳児院、里親・ファミリー・ホームへ委託される子どもは令和5年度末時点で724人おり、そのうち里親・ファミリー・ホームへ委託される子どもは283人、委託割合は約39%となっております。里親等への委託割合は平成30年度末の約30%から5年間で9%程上昇しております。 (2)広報さっぽろ等による普及啓発を行う他、包括的な里親支援を行う「フォースターリング機関」が地下歩行空間での街頭啓発など年間30回を超えるリクルート活動を行っております。 (3)里親の養育が困難となる理由は子どもから里親へ向ける言動や行動によるものや転勤や病気、介護など里親家庭側の要因によるものなど様々です。不調を防ぐためには、定期的な家庭訪問等により養育状況の把握を行い、子どもとの関わりに関する助言や児童デイなど社会資源の紹介を行っている他、里親としての専門性をより高める研修の機会や里親同士が養育の悩みや経験を共有し支え合う相互交流の機会を提供するなどの支援を行っています。	子)児童相談所
9	林委員	資料3	P101	放課後児童クラブにおける昼食提供事業 目的は「家事負担軽減」と書かれていますが、長期休みで給食がない間の子どもの食生活に、家事負担より深刻で早い解決が望まれる課題があるのではないかと考えます。給食がない期間にお腹を空かせてしまう環境の子どもこそ「昼食提供」を必要としているといえますが、「有償」という点が壁になってしまします。せめて減免制度の導入ができるものかと考えます。 本プランの第5章に「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」がありますが、札幌市の働く保護者の子どもたちで貧困・困難を抱える世帯は、0円の児童クラブを利用するケースが圧倒的に多いことから考えても、児童クラブにおける昼食提供事業において本当に目的とすべきは、「家事負担軽減」なのか、それとも「子どもの食生活の保障」なのか。家事負担軽減も重要な支援であることは承知するところですが、子ども期の育ちに優先されて実施されることについて違和感が否めません。	本事業は、児童クラブを利用する世帯の長期休業期間における昼食作りの家事負担軽減を目的として実施しており、毎回実施後には、アンケート調査により、本事業を利用しなかった方も含め、可能な限り意見や要望等を拾い上げながら、次回の実施に反映させるべく検討を重ねてきしております。 今後においても、実施後アンケートにより丁寧に利用者の声を聞きながら、多くの方が満足できる事業となるよう進めてまいりますので、ご理解をいただけますと幸いです。	子)放課後児童担当課
10	林委員	資料3	P165	需給計画において、民間児童育成会や届出事業所についてどのように位置づけられているのでしょうか。 量の確保策として学校との調整で放課後等専用区画を確保すると記されていますが、民間児童育成会及び届出事業所は、量の確保策にどうどのよう位置づけですか。 民間児童育成会は、児童クラブとは異なる保育と環境を提供する場として一定のニーズがあることは、費用・さらには「運営の責任」という高い壁を越えても選択する家庭があることに示されています。 児童クラブと同じ「放課後児童健全育成事業」として市から助成を受けて運営していますが、児童クラブと異なり、登録児童数が10人を下回ると存続できなくなります。行き場を失う残った9人以下の児童のために、また、量の確保策として、10人未満の学童保育の存続を認め支援して民間児童育成会を一定量確保することは、需給計画には含まれないでしょうか。	需給計画は、放課後児童健全育成事業の担い手である民間児童育成会における量の見込み(ニーズ量)及び確保方策(供給量)についても加味した内容となっております。 しかしながら、民間児童育成会の確保方策(供給量)については、ミニ児童会館のように放課後の時間帯に学校で使用していない教室等(放課後等専用区画)を使用することが難しいため、専用区画のみ計上しています。 なお、登録児童数が10人未満となり民間児童育成会の登録要件を満たさなくなった事業所については需給計画には含めておりません。	子)放課後児童担当課